

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

農業委員会会長 殿
(鹿児島県知事)

<譲渡人・貸人>

<譲受人・借人>

住所

住所

フリガナ
氏名

フリガナ
氏名

電話番号

電話番号

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等(国籍などは、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人 (貸人)						
譲受人 (借人)						

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番 (薩摩郡さつま町)			地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円)	所有者の氏 名又は名称	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
大字	字	地番	登記簿	現況		10a当たりの額	現所有者が登記簿 と異なる場合	権利の種類、内容	権利者の氏名 又は名称
						(/10a)	()		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容(該当する内容に○を付してください。)

売 贈 貸 交	買 与 借 換	〔譲渡理由〕	労力不足	農業廃止	相手方要望	その他 ()
		〔譲受理由〕	規模拡大	営農開始	相手方要望 受贈	その他 ()

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。

3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

5 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

譲渡人、譲受人等がそれぞれ複数であり、記載困難な場合は申請人記載欄は「○○○○外何名」又は「別紙のとおりと記載し、次の別紙を添付すること。

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人 (貸人)						
譲渡人 (貸人)						
譲渡人 (貸人)						
譲受人 (借人)						
譲受人 (借人)						
譲受人 (借人)						

[illegible]

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農 地 面 積 (㎡)			田	畑	樹 園 地	採草放牧地面積 (㎡)
	自 作 地							
	貸 付 地							
		所 在 ・ 地 番			地 目		面 積 (㎡)	状 況 ・ 理 由
		大 字	字	地 番	登 記 簿	現 況		
	非耕作地							

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)		
		田	畑	樹園地				
	借入地							
	貸付地							
		所在・地番			地目		面積(㎡)	状況・理由
		大字	字	地番	登記簿	現況		
	非耕作地							

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹 園 地			採草放牧地
作付（予定）作物								
権利取得後の面積（㎡）								

(2) 大農機具又は家畜

種類							
数量	所有						
	リース						
導入予定のもの	所有						
	リース						
〔 資金繰りについて 〕							

（記載要領）

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 年、農業技術修学歴 年、その他（ ）

② 世帯員等その他常時雇用している労働力	現 在：	人	（農作業経験の状況：	）
	増員予定：	人	（農作業経験の状況：	）
③ 臨時雇用労働力（期間延人数）	現 在：	人	（農作業経験の状況：	）
	増員予定：	人	（農作業経験の状況：	）

④ 配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

km 又は

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係>

(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係>

(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1)常時従事している者の氏名	(2)年齢	(3)主たる職業	(4)権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況

(該当する期間を、実績は「」、見込みは「」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。)

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

（記載要領）

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1の（1）②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。